

令和7年度（2025年度）台湾への輸出促進総合支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）台湾への輸出促進総合支援事業業務委託

2 事業の目的

これまで本県は、非関税障壁の低さや地理的な優位性等から、香港を主要輸出ターゲット市場の一つとして取組みを進めてきた。しかしながら近年、香港は中国との関係におけるカントリーリスクの高まりや、日本製品の市場競争の激化が懸念されている。そのため、今後は、非関税障壁が比較的高い国・地域（新規国等）においても、輸出の伸びしろがある特産品等を中心として、市場開拓を加速化し、輸出拡大を図る必要がある。

本県では、令和3年（2021年）10月に半導体受託製造世界最大手である台湾のTSMC進出が決定して以降、航空路線の就航や商工業分野での交流等、経済的な結びつきが強まっており、台湾への食品輸出に関心を持つ県内事業者が増加している。

また、台湾は距離的に近く（輸送コストが低く、輸送時間による商品の鮮度保持や賞味期限などに優位性）、親日でもあり（日本食が人気・定着）、半導体等製造業の発展により富裕層が増加傾向であることから、新たなターゲット市場として非常に魅力的である一方、食料自給率が高いこともあり、残留農薬基準や成分開示要求など輸入規制が非常に厳しく、それらの規制に対応した取組みが求められる。

本事業では、台湾への輸出に向けた準備としての非関税障壁や商習慣、商談スキル向上等に係るセミナーや、商品シート・PR資材の作成支援、成分分析・残留農薬検査等への支援を行うとともに、現地での商談会等開催を通じた商談機会の創出、商談後のフォローアップまでを総合的に支援することで、台湾への輸出拡大を図る。

3 委託業務の内容

（1）取引準備の支援

- ・ 輸出環境（非関税障壁・商習慣等）や商談スキル向上に係るセミナー開催
- ・ 成分分析や残留農薬検査等への支援
- ・ 食品安全規制等に即した商品開発・改良への助言
- ・ 商品シートやPR資材の作成支援

（2）商談機会の創出

- ・ 台湾における商談会の開催
- ・ 試食用サンプルの手配及び輸送

（3）フォローアップ

- ・ 商談会開催後、成約に向けての事業者支援

※ 詳細は別添「令和7年度（2025年度）台湾への輸出促進総合支援事業業務委託基本仕様書」のとおり。なお、基本仕様書はプロポーザルの結果に基づき必要な変更を加え、契約時の仕様書とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 委託費

(1) 委託上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（人件費、賃借料、資材費、通信運搬費、旅費、検査費、広告費、謝金、一般管理費等）とする。

備品等の購入は対象外とし、リース又はレンタルにより調達すること。

6 実施スケジュール（予定）

(1) 公告（県 HP）	令和7年（2025年）6月5日（木）
(2) 質問書提出期限	6月11日（水）
(3) 質問書への回答期限	6月12日（木）
(4) 参加申込書提出期限	6月16日（月）
(5) 企画提案書提出期限	6月23日（月）
(6) 審査会	6月27日（金）
(7) 委託契約内容協議・委託契約締結	速やかに実施
(8) 委託契約終了	令和8年（2026年）3月19日（木）

7 受託者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

8 質問書の提出について

本プロポーザル参加希望者は、次により質問書及び参加表明書を提出すること。

(1) 質問書

- ① 提出書類：質問書（第1号様式）
- ② 提出方法：電子メール
- ③ 提出先：yamaguchi-t-de@pref.kumamoto.lg.jp
※電話で到達確認をすること（TEL:096-333-2395）。
- ④ 提出期限：令和7年（2025年）6月11日（水）17:00 必着
- ⑤ 質問に対する回答：提出期限後、質問者を匿名として全ての参加者に電子メールで回答する。

※ 口頭による質問は受け付けない。質問がない場合、質問書の提出は不要。

※ 質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(2) 参加表明書

- ① 提出書類
 - a) 参加表明書（第2号様式）
 - b) 会社概要（第3号様式）
 - c) 誓約書（第4号様式）※ 代表者印が必須
 - d) 貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）
 - e) 定款の写し
 - f) 法人の履歴事項全部証明書（発行後3月以内、写し可）
 - g) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（発行後3月以内、写し可）
 - h) 都道府県税に未納がないことの証明書（発行後3月以内、写し可）

※ 熊本県の競争入札参加資格を有する応募者は、上記 d~h の添付書類の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

※ 都道府県税に未納がないことの証明書とは

・熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局又は県自動車税事務所のいずれかで発行する、熊本県税（全般）について未納がない旨の証明書。

・熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

- ② 提出方法：電子メール
※ 電話で到達確認をすること（TEL:096-333-2395）。
※ 上記 c) 誓約書は押印したものを PDF にして送付すること。
- ③ 提出先：yamaguchi-t-de@pref.kumamoto.lg.jp
- ④ 提出期限：令和7年（2025年）6月16日（月）17:00 必着（郵送も同様）

9 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は、原則として A4 左綴じとし、次の順で編纂すること。

	項目	様式等
1	●表紙	第 5 号様式
2	●業務実施体制等 ※第 3 号様式別紙の内容に加え、業務体制図（任意）を添付すること。 ※一部業務を他の事業者に委託して行う場合は、業務の役割分担等が分かるものを添付すること。	第 5 号様式別紙
3	●企画提案内容 仕様書の内容に基づき、セミナーの内容・講師、台湾への具体的な輸出体制、現地パートナー当、商談会等の開催方法や商談先の情報、フォローアップの体制や内容等について記載すること。	様式：任意 サイズ：A4 20 ページ以内
4	●業務行程表 ※契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、実績報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるように記入すること。	第 5 号様式別紙 (別紙可)
5	●見積書 ※見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。 ※消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること。	第 5 号様式別紙 (A4 別紙可)
6	●その他追加提案（業務目的達成のために有効な事項）	任意
7	●事業者の取組に関する申出書（該当がある場合）	第 6 号様式

(2) 企画提案書の提出方法等

- ① 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る。）
- ② 提出部数：6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- ③ 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県観光戦略部販路拡大ビジネス課(TEL:096-333-2395)
- ④ 提出期限：令和 7 年（2025 年）6 月 23 日(月)17:00 必着

(3) 企画提案書を無効とする場合

以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が守られていない場合。
- ・ 提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しない場合。
- ・ 参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- ・ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を求めた場合。

(4) 提出された企画提案書の取扱い

- ・ 提案書の返却は行わない。
- ・ 提案書の作成・提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・ 県は、提案書の審査及び説明のために、写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

10 審査会（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定について

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会の開催日等

- ① 開催日：令和7年（2025年）6月27日（金）午前中（予定）
- ② 場所：別途通知
- ③ 選定結果：電子メールにより審査会参加者全員に通知

※1社30分程度（質疑・採点時間等含む）。時間等は後日個別に連絡。

(2) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員等の中から、業務の関連又は業務実績を考慮し、4名を選出する。

※企画提案希望者が10者以上となった場合は、(3)に基づき、県にて提出された企画提案書等の事前審査を行い、企画審査会に参加する者を選定する。

(3) 審査及び委託候補者の選定

- ① 審査会では、提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を次ページの表に定める評価の視点に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。
- ② 選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×4人=400点とする。また、最低基準を50点×4名=200点とし、全参加者が最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告の上、企画提案書を募集する。
- ③ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。

- ④ 委託候補者が、「7 受託者の要件」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

<評価の視点>

評価の視点			配点	
1	実施体制 業務遂行能力 (35点)	台湾への輸出に関する知識やノウハウを有し、本業務を安定して確実に遂行するために必要な人員体制等を有しているか	10	
		これまで台湾へ輸出した実績や、現地法人・現地パートナー等を有し、台湾への輸送・商談会について確実かつ効果的に実施可能か	15	
		過去に類似業務を受託した実績の有無や、その内容・成果	10	
2	提案内容 (40点)	企画は本事業の趣旨に沿って立てられているか	10	
		セミナーの内容は十分かつ効果的であり、講師の選定は適切か	10	
		商談先の選定は、台湾への輸出拡大に向けて適切かつ効果的か	10	
		フォローアップ体制や内容は、継続的に成約に繋がるものとなっているか	10	
3	計画性 (10点)	期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっているか	10	
4	経費の妥当性 (10点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。	10	
5	県が推進する事業 (5点)	①働く環境の整備	①熊本県ブライ企業認定を受けていること ②障害者支援施設等から物品及び役務の調達実績(今年度又は前年度)があること ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があること。 ④熊本県SDGs登録制度に登録していること <u>上記①~④に1つ該当は1点、2つ該当は3点、3つ以上該当は5点</u>	5
		②多様な人材の活躍		
		③環境配慮		
		④その他持続可能な社会の実現		
合計			100	

11 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

12 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第 77 条の規定により、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

13 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は、一切支払わない。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（第 7 号様式）を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。